

別表第2(第2条関係)

(平24条例34・追加、平27条例34・平30条例46・令2条例20・令3条例2・一部改正)

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1第85号に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表第86号に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表第87号に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)

- (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると国土交通大臣又は東京都知事が指定する機関が認めた場合
- ア 一戸建ての住宅 1件につき 4,700円
 - イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)

1の住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1のもの		1件につき 4,700円
	同時に申請する戸数が2以上5以下のもの		1件につき 9,400円
	同時に申請する戸数が6以上10以下のもの		1件につき 16,000円
	同時に申請する戸数が11以上25以下のもの		1件につき 27,000円
	同時に申請する戸数が26以上50以下のもの		1件につき 45,000円
	同時に申請する戸数が51以上100以下のもの		1件につき 82,000円
	同時に申請する戸数が101以上200以下のもの		1件につき 131,000円
	同時に申請する戸数が201以上300以下のもの		1件につき 170,000円
	同時に申請する戸数が301以上のもの		1件につき 185,000円
1の建築物の申請の場合	住戸の部分	1棟の総戸数が1のもの	1部分につき 4,700円
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 9,400円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 16,000円
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき 27,000円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき 45,000円
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき 82,000円
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき 131,000円
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき 170,000円
		1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき 185,000円
	共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 9,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 16,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 26,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 80,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 126,000円
	非住宅の部分(住戸の部分(住宅の用途に供する部	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 9,300円

分に限る。)及び共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 16,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 26,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 80,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 126,000円

ウ その他の建築物

(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 1件につき 9,300円

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 16,000円

(ウ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 26,000円

(エ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 80,000円

(オ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 126,000円

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建ての住宅 1件につき 35,000円

イ 共同住宅等

1の住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1のもの		1件につき 35,000円
	同時に申請する戸数が2以上5以下のもの		1件につき 69,000円
	同時に申請する戸数が6以上10以下のもの		1件につき 97,000円
	同時に申請する戸数が11以上25以下のもの		1件につき 137,000円
	同時に申請する戸数が26以上50以下のもの		1件につき 197,000円
	同時に申請する戸数が51以上100以下のもの		1件につき 283,000円
	同時に申請する戸数が101以上200以下のもの		1件につき 385,000円
	同時に申請する戸数が201以上300以下のもの		1件につき 508,000円
	同時に申請する戸数が301以上のもの		1件につき 600,000円
1の建築物の申請の場合	住戸の部分	1棟の総戸数が1のもの	1部分につき 35,000円
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき 69,000円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき 97,000円
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき 137,000円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき 197,000円
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき 283,000円
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき 385,000円
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき 508,000円
		1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき 600,000円
	共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 109,000円

	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 138,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 180,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 280,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 359,000円
非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき 242,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき 300,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき 384,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき 546,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1部分につき 670,000円

ウ その他の建築物

- (ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 1件につき 242,000円
- (イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 300,000円
- (ウ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 384,000円
- (エ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 546,000円
- (オ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 670,000円

備考

- 1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料について、共同住宅等の1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分により算出した額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分により算出した額を加算する。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、これらの部分により算出した額は加算しない。
- 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料について、共同住宅等の1の住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時に行う場合の手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。